

令和6年3月
介護保険サービス事業者等集団指導

高齢者の地域生活を支える施策等の推進 (令和6年度)

兵庫県福祉部高齢政策課

目次

- 1 兵庫県老人福祉計画（第9期介護保険事業支援計画）（案）の概要
- 2 令和6年度の高齢政策課主要施策

1 兵庫県老人福祉計画（第9期介護保険事業支援計画）（案）の概要

● 老人福祉計画（介護保険事業支援計画）とは

- 介護サービス提供体制の整備方針や高齢者の生活を支える各種施策の実施方針等について、3年ごとに計画改定。

市町は各市町の介護保険事業計画において、サービス量に応じて保険料を設定

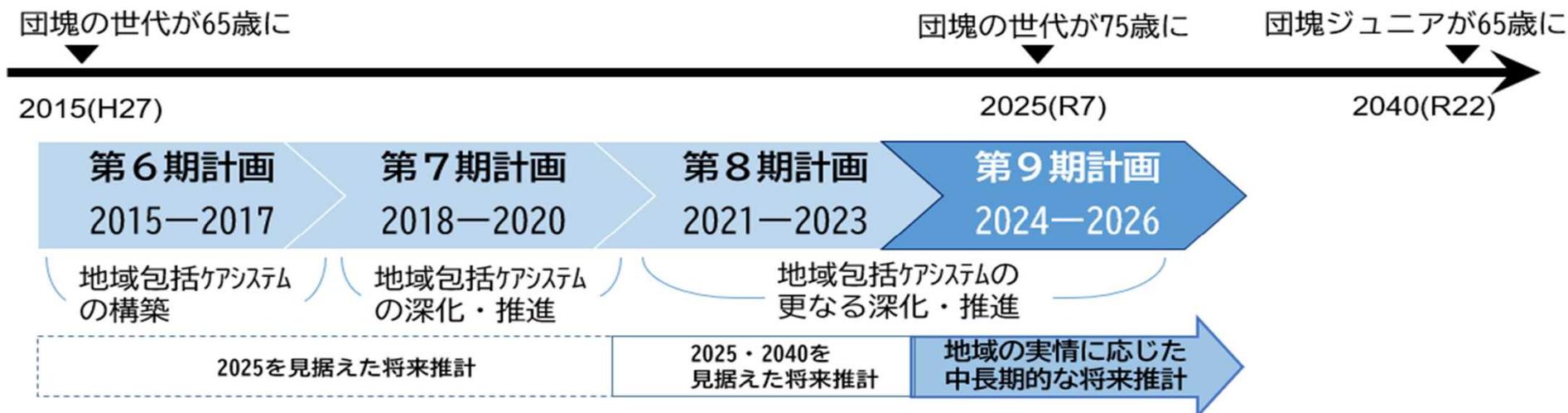
- 県は市町の介護保険事業計画の実施を支援する役割
⇒ 県は市町の計画実現を支援するための計画として、「介護保険事業支援計画」を策定

< 必須の記載事項 >

- 介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み
- 県内市町による、自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防等に関する取組への支援に関し、県が取り組むべき施策に関する事項 等

● 兵庫県老人福祉計画（第9期介護保険事業支援計画）について

- 第9期計画（2024—2026）では、地域共生社会の実現を目指しつつ、各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた在宅サービス・施設サービスの基盤を計画的に整備するとともに、地域支援事業による介護予防や生活支援の体制整備等を通じて、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組む。



計画期間 2024年度～2026年度（令和6年度～8年度）

介護分野をとりまく状況

高齢者人口の推移



○後期高齢者は2025年に向けて大幅増加（2030年頃に一旦ピークを迎え、減少に転じた後、再び増加）

○65歳以上人口は2040年頃にピークを迎え減少に転じた後、再び増加

要介護認定者数の推移

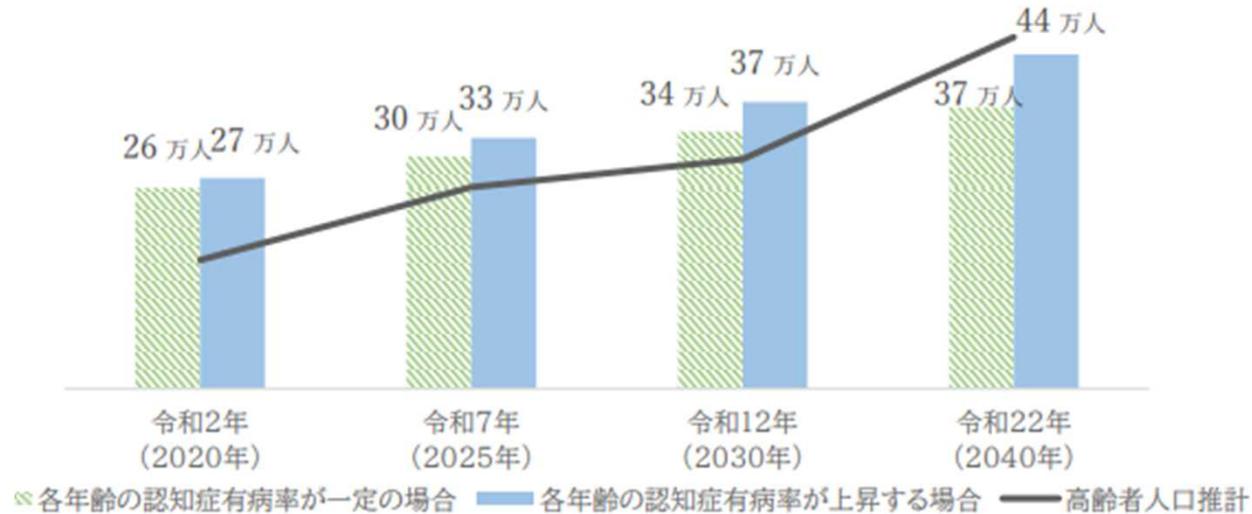
8期計画の推計（3月の市町調査によりデータ更新予定）

区分	2023	2025	2040
要介護1～5	21.4万人	22.2万人	25.9万人
認定率	13.6%	14.0%	15.5%
要介護3以上	10.3万人	10.7万人	12.7万人
認定率	6.5%	6.8%	7.6%

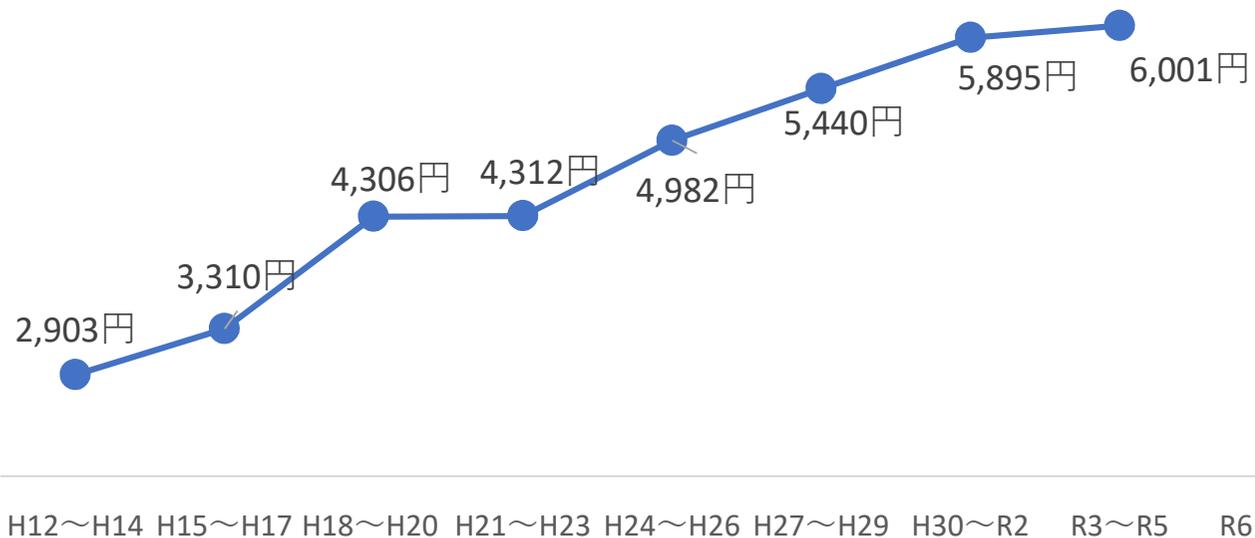
○高齢者人口の増加により、要介護認定者数も増加

○要介護状態になるリスクが高い後期高齢者の増加により、要介護認定率も徐々に高くなる見込

認知症高齢者の推移



第1号被保険者介護保険料(月額)の推移



9期(R6~R8)保険料は、現在各市町で推計中

基本目標

高齢者をはじめとする地域住民が安心して、生きがいをもって暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- 高齢者の自己決定を尊重し、その持てる能力を発揮しながら生活を継続できる支援の実施
- 医療、介護、予防、住まい、生活支援が地域単位で提供される仕組みづくりの更なる深化・推進（介護サービス基盤の計画的な整備）
- 医療や介護サービス及び地域住民・自治会・NPO等が互いに連携したサービス・ケアの提供の推進

重点課題

1 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- (1) 地域特性を踏まえた介護サービスの充実強化
- (2) 高齢者が地域で自分らしく暮らすための仕組みづくり
- (3) 医療・介護連携の推進
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 高齢者の住環境の整備



2 介護人材の確保及び資質の向上並びに介護現場の生産性向上

3 介護保険制度運営の適正化

4 高齢者が持てる力を発揮し生活を継続できる支援

1(2) 高齢者が地域で自分らしく暮らすための仕組みづくり

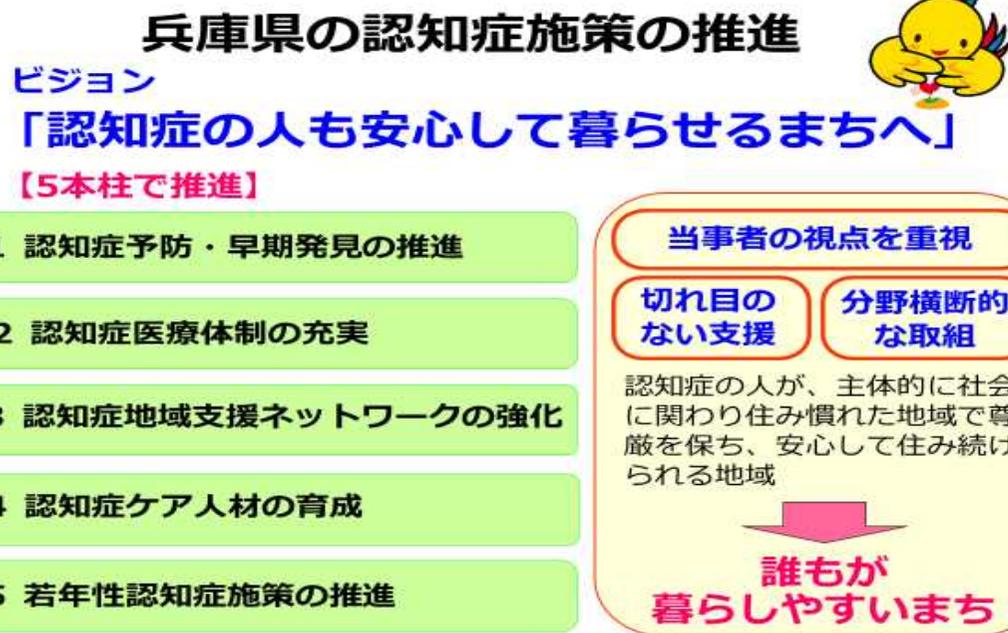
施策の方向性・主な取組	主な目標
地域共生社会の実現に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町の重層的支援体制整備事業の実施支援 ・生活支援コーディネーター養成研修の実施 	—
介護予防・生活支援の基盤整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町の介護予防・生活支援事業への伴走型支援 ・企業等と連携した住民主体の「通いの場」の魅力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○「通いの場」への高齢者参加率 9.1% → 11.6% (2021) (2026) ○地域サポート施設の認定数 80施設 → 105施設 (2023) (2026)
市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国保データベース(KDB)等のデータ活用による市町の取組支援 ・兵庫県版フレイル予防・改善プログラムの活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む市町 38市町 → 41市町(全市町) (2023) (2026)
地域ケア会議の推進、地域包括支援センターの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市町や地域包括支援センター職員への研修の実施 ・地域ケア会議への専門職の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○リハ専門職や医療専門職(管理栄養士・歯科衛生士等)が参加する地域ケア会議を実施する地域包括支援センターの割合 63.5% → 70% (2022) (2026)
高齢者等の権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の周知、利用促進 ・地域における権利擁護支援や意思決定支援を行う“権利擁護サポーター(仮称)”の養成 	—
介護に取り組む家族等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)地域包括支援センターの機能強化 ・(再掲)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拡充 ・基本的な介護技術等を学ぶための研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民モニターアンケート [2026目標：2023調査からの改善] <ul style="list-style-type: none"> ・「介護で不安に感じること」の3指標 (例)身体的な負担が大きいこと 74.0%以下 ・住んでいる地域での介護の安心感 (どちらかといえば)安心感がある 38.4%以上

1(3) 医療・介護連携の推進

施策の方向性・主な取組	主な目標
<p>在宅医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療提供体制の整備推進 定期巡回・随時対応サービス等への参入や機能強化型訪問看護ステーションの設置支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養支援病院・診療所数 1,061箇所 → 1,143箇所 (2023) (2025) ○24時間対応加算の届出訪問看護ステーション数 830箇所 → 894箇所 (2023) (2025) ○機能強化型訪問看護ステーションを有する圏域の数 27圏域 → 県下40圏域(在宅医療圏域) (2023) (2026)
<p>医療と介護の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 郡市区医師会等の地域の関係機関と市町の連携・協力の推進 在宅療養や在宅看取りに関する啓発 介護職員等による喀痰吸引等の実施体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民モニターアンケート [2026目標：2023調査からの改善] ・「人生の最終段階の過ごし方」において、“特に何もしていない”“考えたことがない”人の割合 41.6%以下 ○在宅医療・介護連携の推進に係る協議会を設置している市町数 39市町 → 41市町(全市町) (2023) (2026)
<p>地域リハビリテーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域リハビリテーション支援センターを中心とした地域リハビリテーションの推進 リハ専門職向けの研修実施、市町の一般介護予防事業等へのリハ専門職等派遣支援 	-

1(4) 認知症施策の推進

国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進



施策の方向性・主な取組	主な目標
認知症予防・早期発見の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識や理解等の普及啓発 ・市町や職域における早期発見・早期対応の取組強化の支援 ・認知症介護研修や認知症機能訓練システム(兵庫県4DAS)研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症疾患医療センターと市町連携によるMCI(軽度認知障害)支援ネットワーク構築に向けた取組 1圏域 → 7圏域 (2022) (2026)
認知症医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・MCIの方などへの支援ネットワークの推進 ・認知症疾患医療センターを中核にかかりつけ医等のネットワーク強化 ・認知症疾患医療センターの職員研修等による人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポート医養成研修の実施 577人 → 786人(累計) (2022) (2026)

施策の方向性・主な取組	主な目標
認知症地域支援ネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人と家族の声を施策に反映する取組の強化 好事例紹介や研修等によるチームオレンジの整備に係る市町支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人ミーティングの実施 8市町 → 41市町(全市町) (2022) (2026) ○チームオレンジのネットワーク構築 16市町 → 41市町(全市町) (2022) (2026)
認知症ケア人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> 認知症介護研修の体系的実施(基礎・実践者・リーダー・指導者) 認知症機能訓練システム(4 DAS)の施設等での活用に向けた普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症介護実践者研修の実施 7,557人 → 8,960人(累計・神戸市除く) (2022) (2026) ○認知症機能訓練システム研修に参加する施設数 83施設 → 200施設 (2022) (2026)
若年性認知症施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 圏域毎の若年性認知症支援ネットワークの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご若年性認知症支援センターの設置・運営 地域支援ネットワークを充実

1(5) 高齢者の住環境の整備

施策の方向性・主な取組み	主な目標
高齢者向け住まいの確保 <ul style="list-style-type: none"> サ高住の整備促進と適切な運営指導 住宅のバリアフリー化支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率 59% → 65% (2020) (2025)

2 介護人材の確保及び資質の向上並びに介護現場の生産性の向上

< 3本柱 >

I 多様な人材の参入促進

介護のしごと魅力発信

外国人を含めた人材のすそ野の拡大

II 定着促進・キャリア支援

専門性の高度化で継続的な資質の向上

意欲や能力に応じたキャリアパスの整備

III 働きやすい職場づくり

介護現場の生産性向上

労働環境の改善



施策の方向性・主な取組		主な目標
介護のしごと魅力発信 ・小中高校生を対象とした出前授業の実施 ・福祉施設の見学や実際の仕事の流れを体験する職場体験(インターンシップ)の実施		-
外国人を含めた人材のすそ野の拡大		○介護職員の確保 ■万人 → ■万人 (2023) (2026) ※人材需給推計中
外国人介護人材	・ <u>民の力を活用した特定技能外国人等確保事業</u> ・介護福祉士資格取得支援	
高齢者・女性等 地域住民	・ <u>ひょうごケア・アシスタント推進事業</u> ・介護の基本的知識を学ぶ入門的研修の実施	
若年層	・ <u>若手職員を対象とする奨学金返済支援制度の拡充</u> ・県立総合衛生学院介護福祉学科の運営	○外国人材受入施設割合 1.3%増 → 毎年度2%増 (5年平均)

施策の方向性・主な取組	主な目標
専門性の高度化で継続的な資質の向上 ・ <u>介護福祉士などの資格取得支援等によるキャリア形成</u>	-
意欲や能力に応じたキャリアパスの整備 ・ <u>介護職員等処遇改善加算の取得促進</u>	○介護職員等処遇改善加算取得事業所数 毎年度300事業所増
介護現場の生産性向上 ・ <u>ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターによる業務効率化の取組の総合的支援</u> ・ <u>介護ロボット・ICT導入支援</u> ・ <u>ノーリフティングケアの普及、モデル施設の育成</u>	○生産性向上に取り組んでいる事業所等の割合 36% → 75%以上 (2022) (2026) ○ICT導入事業所等の割合 28% → 50%以上 (2022) (2026) ○介護ロボット導入施設の割合 22% → 50%以上 (2022) (2026) ○ノーリフティングケアモデル施設育成数 13施設 → 30施設 (2023) (2026)
労働環境の改善 ・ <u>ハラスメント対策等に取り組む施設・事業所の支援</u>	-

3 介護保険制度運営の適正化

介護給付適正化 主要3事業	主な取組	目標
(1)要介護認定の適正化	・認定調査員、介護認定審査会委員等に対する研修の実施	41市町 → 41市町(全市町) (2023) (2026)
(2)ケアプラン等の点検	・ケアマネジメントに関する研修の実施 ・取組が低調な市町への個別・伴走支援	41市町 → 41市町(全市町) (2023) (2026)
(3)医療情報との突合・縦覧点検	・国保連と連携した取組継続を保険者に働きかけ ・効果的な取組事例を紹介する研修会等の開催	41市町 → 41市町(全市町) (2023) (2026)

4 高齢者が持てる力を発揮し生活を継続できる支援

施策の方向性・主な取組	主な目標
高齢者の持てる場を活かす場の確保 ・就労支援、生涯学習の推進 ・老人クラブ活動の促進	○参加する地域活動がない高齢者の割合 26.4% → 25%以下 (2023) (2026)
高齢者にやさしいまちづくり ・公益的施設・公共交通のバリアフリー化 ・福祉の視点を踏まえたオールドニュータウン再生	○3,000人未満駅のバリアフリー整備数 6駅 → 10駅 (2023) (2025)
多様な高齢者施策の推進 ・災害・感染症対策（BCPに基づく研修と訓練の実施等） ・消費者被害対策（特殊詐欺対策の強化等） ・交通安全対策（自転車ヘルメットの着用促進等）	—

2 令和6年度の高齢政策課主要施策

事業者のみなさまへ

※新規・拡充事業など、R5年度からの変更のご案内です

施設整備関係

拡 30床以上の特養・養護・軽費老人ホーム等の補助単価を引き上げ (+8.9%)
(※地域密着型サービス：R5年度引き上げ済)

新 社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の大規模修繕等を支援
(R5.12月経済対策補正事業)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る整備(①個室化改修支援、②簡易陰圧装置設置、③ゾーニング・家族面会室整備)の補助率見直し R5：定額 → R6：補助率1/2
- 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備は、R6年度も継続

介護人材の確保対策関係

外国人介護人材の受入・定着促進

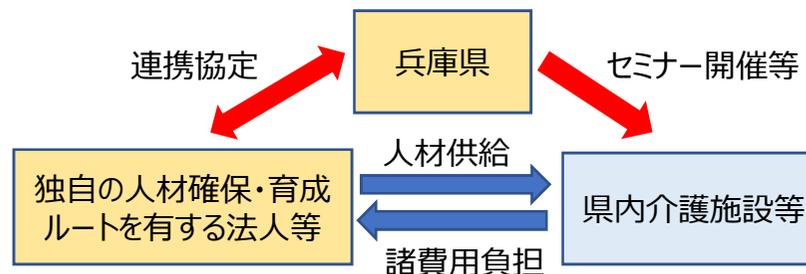
新 民の力を活用した特定技能外国人等確保事業 [100万円]

即戦力としての期待が高い特定技能1号（介護）等の外国人介護人材確保のため、確保・育成に独自ルートで**先駆的に取り組む県内社会福祉法人等と連携した取組を推進**し、県内での質の高い外国人材の確保を図る。

<実施内容>

- ・ 県内社会福祉法人等との**連携協定締結**
- ・ 県内事業者に連携協定を広く周知し、**マッチングを後押しするセミナーを開催**

（受入促進セミナーと同時開催）



	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内介護施設等に対する法人等の取組の周知 ・ 外国人介護人材受入に必要な情報提供、支援
法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人の確保及び育成 ・ 県内介護施設等への情報提供及び就職支援

若年層の参入促進



(R6年度拡充に伴う詳細が決まり次第、更新予定)

拡 社会福祉法人等奨学金返済支援制度 [1,597万円]

兵庫型奨学金返済支援制度を、**法人の人材確保・定着やUJIターンの促進**、これから結婚・子育てをする**若者・Z世代へのさらなる支援**として令和6年度から**拡充**

○支援対象 [法人]県内に法人本部のある社会福祉法人等（介護・障害・保育・児童等）
[職員]対象法人に勤務し次のすべてを満たす方

- ・日本学生支援機構の奨学金返済義務がある
- ・正規職員で**40歳未満**
- ・県内事業所に勤務

○補助期間 対象者1人につき**最大17年間**

○補助額 年間返済額の2/3（上限12万円）

県
2/3

法人
1/3

	対象年齢	補助期間	補助総額
拡充後	40歳未満	最大17年 ※要件あり	306万円 県 法人 204万 102万
現行	30歳未満	最大5年	90万円 県 法人 60万 30万

最大補助期間	補助総額	※ 対象法人の要件
【新】17年	306万円 (うち県204万円)	ミモザ企業 + ワーク・ライフ・バランス認定・表彰
【新】10年	180万円 (うち県120万円)	ミモザ企業(新認定区分) + ワーク・ライフ・バランス宣言
5年	90万円 (うち県60万円)	— (上記以外の法人)

※ 奨学金の平均返済期間14.5年、平均借入額約310万円をカバー可能な内容に拡充

介護職員のキャリアアップ

拡 介護人材の資格取得のための支援 [2,052万円]

- ・ 関係団体が行う初任者研修・実務者研修の受講料を助成
- ・ 但馬・丹波・淡路地域内で実務者研修を実施する民間事業者に対し、経費を支援
- ・ 実務者研修等を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を支援



※ 支援対象職員の拡充

現 行：直接雇用のみ

改正後：研修の受講期間に応じ必要な人員を短期間でも柔軟に確保できるよう、
派遣職員を対象に追加

○複数事業所連携事業は、R5年度で終了

(事業概要) 単独では人材の確保・定着に取り組むことが困難と認められる事業所が相互に連携し、就職説明会、職場見学会及び職員研修会を開催

介護支援専門員の研修等

拡 主任介護支援専門員研修の定員を拡充 250名→500名（予定）

○証交付に係る費用が増加していることを踏まえた申請手数料の見直し



区分	現行	改正後
介護支援専門員証交付申請手数料	1,800円	2,100円
介護支援専門員証有効期間更新申請手数料		

介護職員等の処遇改善

新 介護職員処遇改善支援補助金 [15億4,300万円（令和5年度2月補正予算）]

介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、**収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施**するために必要な経費を補助

※ **介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用も可能**

対象期間	令和6年2月～5月分の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
補助金額	対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給
取得要件	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員ベースアップ等支援加算を取得している事業所（令和6年4月から介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む） ・上記かつ、令和6年2・3月分（令和5年度中分）から実際に賃上げを行う事業所 ・賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等の月額賃金の改善に使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。）
対象となる職種	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員 ・事業所の判断により、介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
申請方法	各事業所において、県に介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書を提出
報告方法	各事業所において、県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書を提出

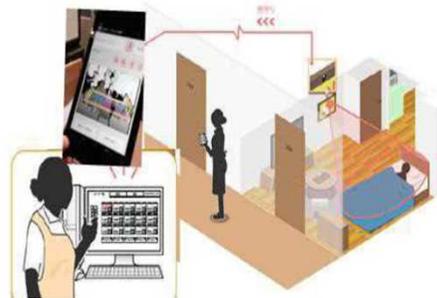


拡 介護ロボット・ICT機器の導入支援 [15億円(R5当初 11.8億円)]

働きやすい職場づくりの推進に向け、介護ロボット・ICT機器の活用による介護現場の生産性向上の取組を支援し、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減を図る。

- ・対象経費 ①介護ロボット(見守りセンサー、移乗リフト等)
②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備(Wi-Fi等)
③ICT機器(介護記録ソフト、タブレット、スマートフォン、インカム等)
- ・補助率 **3/4** (R5: 1/2、一定の要件を満たす場合3/4)

導入機器例



【見守りセンサー】



【装着型パワーアシスト】

※「介護ロボットの開発・普及の促進」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>)を加工して作成



(介護ロボット・
見守りセンサー)



(ICT機器)

自立支援・重度化防止

新 自立支援・重度化防止普及推進事業 [98万円]

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすためのQOL改善に資する取組として、今後、高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層重要となる。

このため、有識者・事業者等で構成する研究会を設置し、好事例や先進的事例の調査・収集及び動画配信等による横展開を図ることで、介護施設・事業所における取組を支援する。

<研究会の設置>

- ・ 構成員：学識経験者、事業者団体等
- ・ 主な検討内容：好事例等の評価検討、横展開する好事例等の選定、好事例等の調査・収集

ケアプランデータ連携システムの活用

新 ケアプランデータ連携システムの普及促進 [174万円]

ケアプランデータ連携システムの効果的な運用を通じて、業務効率化の取組を支援するため、関係団体と連携し、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所の双方に対して普及促進を図る。

新型コロナウイルス感染症対策

- ①施設従事者等の定期的検査のための抗原定性検査キット配布：**3月31日検査分**
- ②介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（サービス継続に必要な費用(かかりまし費用等)が生じた場合の支援)
：**3月31日感染者分**(衛生用品や割増賃金、手当等は3月31日までに支払いが完了したものが対象)をもって**終了**